

令和8年2月5日（木）13:30～15:00

「改正クリーンウッド法と 合法性確認」についての研修会

「クリーンウッド法」が義務・努力義務化され、木材の合法性は、流通の重要な要素となってきています。

ガイドラインにおける認定制度に基づく合法木材も、「合法性確認」の証明として活用できます。そこでクリーンウッド法の遵守・普及のために、(一社)全国木材組合連合会をお招きし、クリーンウッド及び合法木材等の、「合法性の確認」についての研修会を行います。

*受講者には合法木材研修受講証が発行されます。合法木材等供給認定事業者の方は受講をお願いいたします。



開催方法
Zoom 会議

(問い合わせ)
岐阜県木材協同組合連合会
〒500-8356
岐阜市六条江東2-5-6 ぎふ森林文化センター3階
(zoom会場)
東濃ひのきホール
TEL:058-271-9941
FAX:058-272-3858

*上記会場でも参加可能であります。申込票に「会場参加」と記入してください。

参加申込票

申込期限 令和8年1月22日（木）

氏名	
会社名	
住所 (受講証送付先)	〒

TEL

FAX

申込先：FAXまたはメールアドレス info@gifu-mokuzai.jp 県木連行き

*期日までにZoom会議招待メールを送信いたします。